

著作権侵害サイトへのアクセスブロッキングの課題と展望

張 睿暎 (獨協大学法学部准教授)

Issues and Prospects for Access Blocking of Copyright-Infringing Sites

Chang Yeyoung

Associate Professor, Faculty of Law, Dokkyo University

【要旨】 インターネットにおける著作権侵害に対しては様々な対応がされているところ、近時は、著作権侵害サイトや侵害誘発サイトへのアクセスを遮断するブロッキングがしばしば行なわれている。また、侵害サイトへの資金を絶つために決済機関と連携する方法や、侵害サイトのドメイン登録機関に圧力を加える方法も試みられている。しかし、海賊版の取締りだけでは根本的な対策にはならず、利用環境の整備も必要である。著作物がグローバルに流通する時代に外国では当該コンテンツを入手できるのに自国では入手できない場合や、合法的な経路ではコンテンツ購入が面倒で高価な場合に、違法ダウンロード利用が増えることは諸外国における消費者行動調査にも表れている。容易に利用できる合法サービスが続々登場することで違法ダウンロード利用率が減ったという結果からもわかるように、合理的な価格でコンテンツを容易に入手できる基盤を提供することが並行されるべきである。

【キーワード】 著作権侵害 海賊版 サイトブロッキング プロバイダ コンテンツ

【Abstract】 In recent years, access blocking measures to copyright-infringing site or infringement-inducing site have often been adapted as a countermeasure. In addition, cooperation with payment companies and domain register companies to put pressure on pirate sites have been tried as a new method to discourage such activities. However, the shutdown of these sites do not seem to be an only ideal solution. In fact, there is also a need for a systemic improvement to allow the purchase of on-line materials easily and for a reasonable price. As shown in the most recent consumer behavior research, where the content is available in some countries but not in others, and if the purchasing experience is inconvenient, and expensive, illegal downloads tend to increase. Additional results show that where more legal streaming services are available, less illegal downloads occur. Therefore, it seems that access blocking is not the only effective countermeasure to prevent on-line piracy, but it should be coupled with other elements such as affordable purchasing prices and easy access to several competing options.

【KEYWORDS】 Copyright infringement piracy site blocking ISP contents

1. はじめに

「知的財産推進計画 2015」では、「インターネットを利用したオークションや電子商取引における模倣品・海賊版対策として、インターネットサービスプロバイダ (ISP) と権利者等との連携による自主

的な削除対応など、民間での取組を促進」し、「海外サーバを含め、インターネット上で国境を越えて我が国に対して模倣品・海賊版を発信するサイトや行為に対する措置の在り方について検討を行う」としている。

ここでいう「サイトや行為に対する措置」とは、特定の利用者やサイトからのアクセスや通信の中継

を拒否することや、特定の機能やポートを封鎖して利用できないようにする「ブロッキング (blocking)」を指す。

ブロッキングは、①コンテンツのブロッキングと②ユーザのブロッキングに分けることができる。更に、①コンテンツのブロッキングは、a) 個々のコンテンツを削除するブロッキングと b) 侵害コンテンツが多数掲載されている侵害サイト全体のブロッキングに、②ユーザのブロッキングは、a) ユーザが侵害行為をした特定の侵害サイトのアカウントを削除することで当該サイトへのアクセスのみ遮断する部分的ブロッキングと b) ユーザのインターネットアクセスを全面的に遮断するブロッキングに分けることができる。

反復的侵害者であるか否かという「ユーザの性質」に注目する②の b) の対応は、フランス HADOPI 法の「スリーストライクルール (Three Strikes Rule)」としても知られる。しかし、フランス型のスリーストライクルールは、反復的侵害者のインターネットアクセスそのものをブロッキングするものであるため、当該ユーザの侵害サイト以外でのインターネット利用をも遮断することになりかねなく、表現の自由やプライバシーが過度に制限されるおそれがあることが指摘され¹、その後の著作権法改正でユーザのアクセス遮断としてのスリーストライクルールは廃止されている。

違法コンテンツの掲載がほとんどで、大規模に侵害が行なわれている侵害サイトの場合には、上記①の b) の「サイトブロッキング」が請求されており、近時は、ホスティングプロバイダレベルのブロッキングより、アクセスプロバイダレベルのブロッキングがより効果的な手段であるとして権利者らから請求されている。違法サイトまたは侵害誘発サイトへのブロッキングを命じた事例は特に欧州において以前から見られる²。MPA Europe によると、欧州におけるサイトブロッキング事例は 500 件を超えるといわれ、イタリア (238 件)、イギリス (135 件)、デンマーク (41 件)、スペイン (24 件)、フランス (18 件)、ポルトガル (15 件)、ベルギー (13 件)、ノルウェー (7 件)、オーストリア (6 件)、アイルランド・ギリシャ・アイスランド (各 2 件) と並んでいる³。

以下、デンマーク、イギリス、ドイツ、オーストリアにおける侵害サイトブロッキングの事例を紹介する。

2. 諸外国における侵害サイトブロッキングの事例

2.1. デンマーク

2006 年の IFPI Denmark v. Tele 2 A/S 判決では、地方裁判所がプロバイダに対して音楽著作権を侵害する allofmymp3.com サイトへのアクセスブロッキングを命じ、具体的な方法として DNS ブロッキングを提示した。10 年の Telenor v. IFPI 判決でデンマーク最高裁判所は、著作権侵害を助長する The Pirate Bay サイトへユーザらがアクセスできないようにサイトをブロッキングすることを認めている。

2015 年にも海賊版対策団体である Rights Alliance によって、KickassTorrents, RARBG, Tubeplus を含む 12 の侵害サイトがブロッキングされているが、更に 20 の主な海賊版サイトがデンマークにてブロッキングされる予定であるという⁴。

2.2. イギリス

BPI (British Phonographic Industry) の請求によりイギリス高等裁判所は、2011 年に NewzBin, 12 年に The Pirate Bay, 13 年に Kickass Torrents, H33T, Fenopy 等のファイル共有サイトに対するアクセスブロッキングを ISP に命じ、ISP は裁判所の決めた期限 (通常 1 カ月) 以内にイギリス国内から該当サイトへのアクセスをブロッキングし始めた。

MPAA (Motion Picture Association of America) も最新映画のファイル共有サイトである Movie2K, Download4All サイトへのアクセスブロッキングを求め、裁判所命令により、2013 年 5 月に BT, Virgin Media, Sky, TalkTalk, EE, O2 の ISP らは一斉に当該サイトへのアクセスをブロッキングした。

BPI は 9 のトレントサイトと 12 の MP3 ファイル検索サイトに対するアクセスブロッキングも請求しており、高等裁判所がそれを認め、BSkyB, TalkTalk, Virgin Media の ISP らは 2013 年 10 月 30 日から追加的に 21 のサイトへのアクセスを一斉ブロッキ

グした。アクセスが止められたサイトのうち、FilesTube や Torrentz はファイル検索サイトであり、伝統的な意味のファイル共有サイトではないところが特徴である。

2015年7月現在のところ、オンライン著作権侵害はCDPAにより最高2年の懲役刑であるが、罰則を最高10年へ引き上げる案もささやかれている⁵。

2.3. ドイツ

2013年のGEMA v. RapidShare事件では、原告GEMA（ドイツ音楽著作権管理団体）が被告RapidShareのサーバにある音楽著作物のブロッキングを要請したが被告が応じず、裁判所に侵害禁止を請求していたが、ドイツ最高裁判所は、点検義務違反による「妨害者侵害」を認めた。ドイツ最高裁判所や欧州司法裁判所の判決により、ISPの一般的監視義務は認められないが、具体的な場合の点検義務が認められている。また、ISPのビジネスモデルが、最初からユーザをとおしての権利侵害を目的とするか、ISPのサービス利用が権利を侵害するおそれを促進する場合も、ISPに点検義務が課される。

本件でドイツ最高裁判所は、原告が著作権侵害の通知をした以降は、遅滞なくブロッキングする義務が被告に生じるだけでなく、同一の権利侵害が発生しないように予防措置も取らなければならないとした。ブロッキング措置や予防措置は被告に期待できるものでなければならず、単語フィルタリングやMD5フィルタ、権利侵害がすでに確定したデータやリンクを削除できるインターフェースの提供だけでは、点検義務を満たしたとはいえないとした。同一な侵害の繰り返しを避けるために被告は、一般検索エンジンやSNSでの検索照会や、いわゆるWeb-crawlerを利用して原告が指摘したリンクや指摘していなくても侵害しているリンクが被告サーバにつながらないかを調査しなければならず、これは被告に技術的・経済的に期待できる範囲のものであるとして、以前より厳格な点検義務をISPに課している。

2014年にはUniversal Musicが、自社音源ファイルがトレントサイトh33t.comに流通されることを防ぐために、当該ドメインの登録会社であるKeySystemsを相手取って、侵害物の無断頒布を防止す

るために何の措置もしなかったとして提訴した事件で、地方裁判所が、特定ドメインを使用するウェブサイトが著作権侵害に利用されている場合、著作権者から侵害通知を受けたドメイン登録会社には侵害有無を調査する義務が生じ、直ちに調査した後に、必要であれば当該ドメインをブロッキングしなければならないとした。裁判所は、h33t.comで著作権侵害が生じていることは明白で容易に認識できたと判断し、KeySystemsは侵害通知を数回受けたにもかかわらず何の措置をとらなかったことに対して責任を負うとした。この判決により、権利者がドメイン登録会社に侵害サイトのドメインブロッキングを要請できるようになると期待されている。

また、GEMAがISPであるDeutsche Telekomを相手取って、サイバーロッカーへのリンクサイトである3DL.am（現3DL.tv）へのブロッキングを求めた件に対して、ドイツ最高裁判所が11月に判決を下すと報じられており⁶、その結論が注目されている。

2.4. オーストリア

映画会社らがISPに対して、無断映画ストリーミングサイトkino.toへのアクセスブロッキングを求めていたConstantin Film Verleih v. UPC Telekable Wien事件でオーストリア最高裁判所は、i)UPCに侵害サイトをブロッキングさせるのが欧州著作権指令およびEU法制に整合するか、ii)ISPを著作権侵害の媒介者(intermediary)とみなせるかに関して、欧州司法裁判所に意見を求めた。

2014年3月27日、欧州司法裁判所は、「著作権により保護されるものを著作権者の同意なくウェブ上で公衆に利用可能にしたUPC等のISPは著作権侵害に用いられる媒介者(intermediary)であり、このような媒介者に対してEU加盟国の規定により差止命令を出すことは欧州著作権指令に整合する」と判断した。また、「ISPには営業の自由があるが、著作権侵害サイトにユーザがアクセスできないようにすることがISPの営業上の自由を侵害するとは言えず、ISPは適切な措置を選択して、すべての合理的な措置をしたことを証明することで、著作権侵害に対する責任を免除される」と判断した。

オーストリアにおいては、最高裁判所によるブロック命令に引き続き、The Pirate Bay, Isohunt.to, 1337x.to, h33t.to もブロックされると報じられている⁷。

3. 侵害サイトブロックへの批判と新たな動き

著作権を侵害するサイトのブロックに対しては、様々な批判がある。侵害サイトへのブロックの手法として ISP が取りうる手法としては、DNS ブロックか、IP アドレスブラックリスト、もしくはそれらの組み合わせが用いられるが、DNS ブロックの場合は、迂回が容易である。DNS ブロックと IP アドレスのブラックリストの組み合わせは、より効果的ではあるものの、プロキシサイトや VPN サービスを利用すれば不可能でもないため、サイトブロック命令は実効性がないというのである。

大手 ISP に対して特定サイトへのアクセスブロックを命じることにしても、ブロックをしている特定の ISP を通じてのもののみ遮断されるのであって、サイト自体が閉鎖されるわけではないため、技術的に迂回したり、小規模の別の ISP を利用すれば対象サイトにアクセスできるという限界がある。

最近では、ISP に対するサイトブロックの請求だけでなく、侵害サイトの広告主および支払手段を提供する金融系会社との連携や、ドメイン登録会社やドメインサービス業者へのドメインブロックの要請も試みられている。

例の「スリーストライクルール」を廃止したフランスでは、2014年5月の「オンライン著作権侵害対応のための報告書⁸」にて、ファイル共有サイトが広告収入を得られないように、クレジットカードや PayPal のような支払手段の利用を止めることで、侵害物から経済的利益を得られないようにしてオンライン著作権侵害を防ぐことに焦点を当てて検討している。また、大規模著作権侵害に関連するウェブサイトのリストを作成し、大衆に合法的なサイトがどれなのかを知らせ、広告主および支払手段を提供

する会社にも侵害サイトのリストを提供することで、著作権侵害の仕組みに潜在的に関与する可能性のある媒介者に情報を提供することを提案している。

イギリスでは、2013年9月にロンドン警察内に IP 犯罪ユニット PIPCU (Police Intellectual Property Crime Unit of the City of London Police) が設置され、ドメインサービス業者に対して、ファイル共有サイトが使用しているドメインを利用中止にすること、中止しない場合はドメインサービス業者の営業を停止するという内容の警告状を発送した。PIPCU は13年9月の設立から14年5月までに、著作権侵害サイトのドメインホスティング登録会社を対象に2500の侵害サイトをブロックしたという。サイトブロックには、権利者がウェブ上で著作権侵害に関する具体的証拠を確保し、これを PIPCU に報告する取締りプログラム「Operation Creative」が利用されている。警告状を受けたドメインサービス業者は警告状の内容通りにドメイン提供を中止したが、一部は裁判所命令なしではドメインをブロックできないとして履行を拒否したという。

一方、ウェブブラウザによる技術的な対応もされており、2015年7月からグーグル社のウェブブラウザであるクローム (Chrome) から KickassTorrents, Torrentz, ExtraTorrent, RARBG などの大手トレントサイトへの直接アクセスができなくなっており、アクセスしようとする、「本サイトは有害なプログラムを含んでいます」という警告バナーが現れるという⁹。

4. 侵害サイトブロックの展望～合法コンテンツ提供との並行の必要性～

侵害サイトブロックの実効性への批判を考えると、オンライン上の著作権侵害に対しては、サイトブロックなどの取締りだけでなく、利用者が合法的な経路でコンテンツを容易に購入できる環境を提供することが並行されるべきである。著作物がグローバルに流通する昨今、外国では当該コンテンツを入手できるのに自国では入手できない場合や、合法的な経路ではコンテンツ購入が面倒で高価な場

合に、ファイル共有サービスを利用して違法ダウンロードをしようという誘惑は大きくなる。どこでもいつでも合理的な価格で容易に著作物コンテンツを入手できるような環境づくりが、著作権侵害対策としてのサイトブロッキングの議論と同時になされるべきである。このような要請は、各国における消費者行動調査にも表れている。

4.1. コンテンツダウンロードに関するインターネットユーザの行動調査

4.1.1. 韓国

2015年5月、1000人を対象にした韓国の「2015インターネットコンテンツダウンロード関連調査¹⁰」によると、6割の消費者はコンテンツは有料で利用するのが当然であると答えたが、現在の有料コンテンツの価格が安いという意見は16.6%に過ぎなかった。全体の7割以上が最近1年以内にインターネットでコンテンツをダウンロードした経験があり、インターネットでダウンロードする理由は、無料または安価で購入できるから(65.9%・重複応答)、最新コンテンツを迅速に入手できるから(64.2%)、まだ国内で放映・市販されていないコンテンツを入手できるから(43.8%)、市販されるコンテンツの価格が高いから(38.9%)などが理由としてあげられた。

8割以上の利用者がコンテンツを有料で購入した経験があり、有料購入の理由は、有料でしか提供されていないから(57.8%・重複応答)、有料購入の方が気が楽だから(40.7%)、無料コンテンツをいちいち探すのが面倒だから(36.6%)有料で購入するという意見が多かった。

有料コンテンツダウンロードの合法性については、有料利用経験者の67.6%が、有料であれば合法的なダウンロードであると考えていた。年齢が高いほど、有料であればすべて合法であると認識していた。ウェブハード(サイバーロッカー)など一定金額を支払うとしても違法なサービスもあることを考えると、合法コンテンツを入手できる経路を明確にし、価格に関しても工夫が必要であろう。P2Pやトレントサイトでのコンテンツ取引が違法であることを認識していたのは、有料利用経験者の54.8%だ

けであり、全体の82.2%は、違法ダウンロードを防止するためには、コンテンツの価格引き下げがまず必要であると答えている。

4.1.2. オーストラリア

オーストラリアでは2015年6月に、海賊版サイトのブロッキングを内容とする「オンライン侵害対策のための著作権法改正案」が下院と上院を通過した¹¹。改正法によると、著作権者は侵害目的または侵害を容易にする目的のサイトへのアクセスをISPにブロッキングさせる命令を連邦裁判所に求めることができる。

著作権法改正に合わせて同月に公開されたオーストラリア通信省の「オンライン著作権侵害調査—市場調査報告書¹²」によると、総計2630人の回答者の43%は、今年の3月25日から4月13日の間に、少なくとも1回は違法ファイルを利用したことがありと回答した。そしてその43%の利用者は「インターネット上のどのコンテンツが合法であるか見分ける自信がない」と回答したという。違法コンテンツを利用するインターネット利用者の7割以上は、同時に合法コンテンツも利用している。インターネット利用者は、ただ無料利用したいからファイルをダウンロードするのではなく、コンテンツの入手が容易であるからインターネットからダウンロードしているとも考えられる。同報告書は、違法ダウンロードへの対策として、合法コンテンツの価格引下げ(39%)、入手容易性の改善(38%)、発売遅延の除去(36%)を提案している。

また、2014年10月31日から11月7日までに1046人を対象として行なわれたオーストラリア消費者保護団体CHOICEの「2014年CHOICEコンテンツ海賊版調査¹³」によると、違法ダウンロードをする理由として、コンテンツ価格が高いから(50%)、特定のコンテンツを国内で入手可能になる前に利用したいから(41%は)という回答が多かった。55%のインターネット利用者は、まず合法サイトからコンテンツを入手しようとし、月に1回以上海賊版を利用する利用者の29%は、iTunesで有料利用をすることが分かった。違法ダウンロードを1回もしていない利用者のiTunes有料利用は12%であった。また海賊版を利用しない人の36%が月1回以上映

画館に行くことに比べ、海賊版利用者は56%が映画館に行くことと回答している。

さらに同団体が、2015年7月2日から15日にかけて1010人を対象として行なった「2015 CHOICE 海賊版調査¹⁴」によると、価格が高い(38%)、公開や発売の時期が遅い(32%)、入手できない(23%)などが違法ダウンロードをする主な理由であり、14年調査結果と同様の結果になった。違法ダウンロードするオーストラリア人の32%は、国内で購入できないことが分かっているテレビ番組をダウンロードすると回答し、30%は、国内で入手できない映画をダウンロードすると回答している。

4.1.3. イギリス

2015年3月から5月にかけて実施された英国知的財産局の「オンライン著作権侵害追跡調査第5次報告書¹⁵」によると、音楽やテレビ番組、映画等をダウンロードして利用する人の割合は13年に比べ6%増加(合計62%)したが、合法のサービスを利用してコンテンツを利用する人の割合も13年に比べ10%増加していた。ただ、合法サービスを利用すると回答した利用者の2割は著作権侵害コンテンツも利用したと回答している。回答者の25%は、より安価の合法コンテンツがあれば、回答者の21%は、すべてオンラインで合法的に入手できれば、違法ダウンロードや違法アクセスをやめると回答している。

これらの調査結果からも、著作権侵害に対してサイトブロッキングなどの対応をするだけでなく、①合法サイトと違法サイトを区別する指標を提供し、②合法コンテンツの提供を拡大し、国別の発売・公開時期の差をなくすなどの利用制限をなくすことが必要であると思われる。

4.2. 合法サイトと違法サイトを区別する指標の提供

違法コンテンツ利用者を正規サイトへの誘導するためには、権利者側のより積極的な動きが求められると思われる。すなわち、正規コンテンツを入手できる経路がないがために違法コンテンツを利用している利用者や、大手企業が運営しているから違法ではないだろうと誤解して利用している利用者を、合法的にコンテンツを入手できるところへ誘導するこ

とである。

具体的には、①国内外で要請の高い日本のコンテンツの正規版をより多様なチャンネル(海外含む)へ提供すること、およびに、②合法サイトと違法サイトを区別するための信頼性のあるマークをつけ、それを利用者に広く認知させることが考えられる。

特に②に関しては、韓国著作権団体連合会傘下の韓国著作権保護センターが2009年から施行している「著作権クリーンサイト」(<http://www.cleansite.org>)指定事業が参考になるとと思われる。「クリーンサイト」とは、適法な手続でサイトを管理することで合法的な著作物のみを流通させているオンラインコンテンツ提供サイト(ISP)をいう。合法と違法の境界があいまいになり、著作権侵害による利害当事者間の紛争も増えたことを受け、ISPに対する客観的で信頼性のある指標が必要になったことを理由に始まった事業である。

クリーンサイト指定のために、著作権保護センター・法曹界・学界・業界からの専門家グループが「著作権クリーン指数(Clean index)」および「クリーンサイトガイドライン」を開発した。「クリーン指数」は、当該サービスの著作権保護性向、著作権保護システムの導入および運用、著作権保護の実態を指数化した定性的な評価指標である。「クリーンサイトガイドライン」は、クリーンサイト指定を受けたいISPや、合法サービスへの転換を準備している違法ISPが、自ら著作権侵害の予防や中止ができるように、合法サービス提供のための具体的な基準や方法を提示したものである。

クリーンサイト指定を受けたい各種ISPが申請をすると、当該分野の専門家らからなる評価委員団が、ガイドライン遵守の実態、当該サービスの著作権保護性向、著作権保護システムの導入および運用の実態、著作権保護水準の実測を経て、最終的に指定可否を決定する。

クリーンサイトに指定されたISPには「クリーンマーク」を付与することで著作権クリーンサイトであることを認証し、利用者が安心して利用できるサイトであることを対外的に広報するなど支援している。また指定後でも、持続的なモニタリングや再評価を実施することで信頼性を確保している。2015

年9月現在、映画・放送・音楽・教育・電子書籍（漫画含む）・ゲームなど様々な分野の83のサイトがクリーンサイトに指定されており、利用者らが著作権侵害を心配することなく合法的にコンテンツを利用できるようになっている。

4.3. おわりに～合法コンテンツ提供の拡大、利用制限の解消を目指して～

オンライン海賊版の取締りに関しては、削除してもすぐ同様の侵害コンテンツが再アップロードされ、侵害サイトをブロッキングしてもすぐに同様の代替サイトが登場することが依然課題として残る。そのため、合法的にコンテンツを利用できる環境を助成し、違法コンテンツ利用者をそれら正規版サイトへ誘導することが並行されないかぎり、海賊版の取締りだけでは根本的な解決にならない。そして、利用者を正規版サイトへ誘導するためには、合法コンテンツの提供を拡大し、購入を容易にし、ジオブロッキングなどのコンテンツ利用制限をなくすなどの、権利者側の努力も必要になる。

前述したオーストラリアの「2015 CHOICE 海賊版調査」で明らかになったように、違法ダウンロードをする主な理由は、コンテンツの価格が高い(38%)、公開/発売の時期が遅い/合わない(32%)、入手できない(23%)などであった。関連して、オーストラリアでは、国内でNetflixやStan, Prestoなどの合法的映像ストリーミングサービスが始まり、外国や自国のコンテンツに容易にアクセスできるようになってから、これら合法サービスに加入したオーストラリア人が、2014年の31万人から、15年6月末には200万人へと急増している¹⁶。上記調査の回答者の33%は、サブスクリプション型のストリーミングサービスに加入してからは、違法ダウンロードの回数が減ったと回答し、実際にペイ・パービューやサブスクリプションサービスの利用者は、46%から59%への増加している。

オンライン海賊版問題の解決のためには今後、著作権侵害の取締りだけでなく、それに並行して、より多くの合法コンテンツを合理的な価格で提供することが必要であろう。

注

- 1 詳細は、張(2013)を参照。
- 2 2012年までの欧州におけるウェブサイトへのアクセスブロッキングの裁判例に関しては、張(2012)を参照。
- 3 MPA Reveals 500+ Instances of Pirate Site Blocking in Europe (September 18, 2015)(Available at <https://torrentfreak.com/mpa-reveals-500-instances-of-pirate-site-blocking-in-europe-150918/>).
- 4 Court Orders 20 Big Piracy Sites Blocked in Denmark. (August 21, 2015)(Available at <https://torrentfreak.com/court-orders-20-big-piracy-sites-blocked-in-denmark-150821/>).
- 5 英国でのオンライン著作権侵害、懲役10年の“厳罰化”を検討(2015.7.24.)(Available at http://www.billboard-japan.com/d_news/detail/30272/2).
- 6 German Court Will Issue Pirate Site Blocking Decision in November (August 4, 2015)(Available at <https://torrentfreak.com/german-court-will-issue-pirate-site-blocking-decision-in-november-150804/>).
- 7 The Pirate Bay Will Be Blocked in Austria (August 3, 2015)(Available at <https://torrentfreak.com/the-pirate-bay-will-be-blocked-in-austria-150803/>).
- 8 Outils opérationnels de prévention et de lutte contre la contrefaçon en ligne. Rapport à Madame la ministre de la culture et de la communication Mireille Imbert-Quareta, conseillère d'Etat. Rapporteur: Louis Duheillet De Lamothe, maître des requêtes (Mai 2014)(Available at <http://www.numerama.com/media/rapport%20MIQ.pdf>).
- 9 Chrome Blocks Major Torrent Sites Over "Harmful Programs" (JULY 10, 2015)(Available at <https://torrentfreak.com/chrome-blocks-major-torrent-sites-over-harmful-programs-150710/>).
- 10 トレンドモニター「2015 インターネットコンテンツダウンロード関連調査」(調査期間 2015.5.22.-2015.5.28. サンプル数は19~59歳の男女1000人)(Available at http://trendmonitor.co.kr/html/01_trend/01_korea_view.asp?idx=1310).
- 11 Australian Government passes site blocking legislation (July 31, 2015)(Available at <http://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=af9211b8-19b1-4ed1-86f3-4c13868ec81d>).
- 12 Online Copyright Infringement Research — A Marketing Research Report (Prepared For: Department Of Communications by TNS Australia (June 24, 2015)(Available at <https://www.communications.gov.au/sites/g/files/net3011f/DeptComms%20Online%20Copyright%20Infringement%20Report%20FINAL%20.pdf>).
- 13 CHOICE content piracy survey shows most pirates are willing to pay (December 9, 2014)(Available at <https://www.choice.com.au/electronics-and-technology/internet/internet-privacy-and-safety/articles/choice-content-piracy-survey-091214>).
- 14 The 2015 CHOICE Piracy Survey (Sep. 2015)(Available at <https://www.choice.com.au/media/e7132464fa2b4609809f26e1b13bf113.ashx>).
- 15 Online Copyright Infringement Tracker Wave 5 (Covering period Mar 15-May 15) Overview and key findings. (Available at https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/446920/oci-wave5.pdf).
- 16 Australian online video subscriptions jump sixfold in six months:Telsyte. (July 8, 2015)(Available at <http://www.zdnet.com/article/australian-online-video-subscriptions-jump-sixfold-in-six-months-telsyte/>).

参考文献

張睿暎(2012)「ISPの責任制限に関する欧州の動向—アクセスブロッキングの動きを中心に—」高林龍・三村量一・竹中俊子編『年報/知的財産権法2012』日本評論社, pp. 27-33.
張睿暎(2013)「インターネット上の著作権侵害の事前的対応としての

スリーストライクールの現状—諸外国におけるインターネットアクセス切断の動き」小泉直樹・奥邨弘司・駒田泰土・張睿暎・生貝直人・

内田祐介共著『クラウド時代の著作権法—激動する世界の状況—』勤草書房, pp. 99-134.